

III 学校教育の充実

1 平成 26 年度新規事業

(1) 国際理解教育推進委員会の設置

- ・目的 国際都市おおたを標榜する本区において、未来を担うグローバル人材の育成のための教育施策の方向性を検討する。
- ・内容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発、その他必要な事項及び効果的な外国語活動・英語学習の在り方について検討する。

(2) 英語カフェの実施

- ・目的 児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。
- ・内容 各学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場を設定する。

(3) 体力向上推進委員会の設置

- ・目的 体力について専門的に研究している学識者を委員として組織し、科学的な根拠に基づく本区における有効な総合的体力向上施策を検討し実施する。
- ・内容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発及び必要な事項を検討する。

(4) 体育・健康教育授業地区公開講座の実施

- ・目的 保護者や地域住民が体育・健康に関する授業等を参観するとともに、子どもの体力向上について協議し、学校・家庭・地域の取組を推進する。
- ・内容 大田区教育研究推進校として「体力向上モデル校」を指定し、体育・健康教育の授業公開や体力調査結果に基づく体力向上の取組についての研究発表や講演会を実施するとともに、教員と保護者、地域住民による意見交換会を開催し、子どもの体力向上の具体策について協議する。

(5) 全校による小学生駅伝大会の実施

- ・目的 大田区のスポーツ振興及び小学校教育の一環として、小学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する場及びスポーツ振興・児童同士の交流の場とすることを目的として実施する。
- ・内容 全ての区立小学校が、第5・6学年児童男女各3名、計12名を1チームとして編成して参加する駅伝記録会を実施する。大田スタジアム特設周回コースを使用する。

2 充実事業

(1) おおたの子どもポスター

- ・目的 児童・生徒、教師、保護者の姿を示した「おおたの子どもポスター」を教室に掲示し、三者の果たすべきことを明確にする。児童・生徒が真剣に学び、教師が分かるまで教え、保護者が学びを支えることで、教室を「意欲あふれる学びの場」となるよう推進する。
- ・内容 全ての区立小・中学校に配布し、各教室の前面上部に掲示する。

(2) 学習カルテ・学習カウンセリング

- ・趣旨 児童・生徒一人一人の学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。
- ・内容 日常の学習及び大田区学習効果測定等に基づき、児童・生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握し、学習カルテを作成する。学習カルテを基に教師との学習相談（個人面談・学習カウンセリング）を実施し、児童・生徒一人一人の学びを支援する。

(3) ステップ学習の全校実施

- ・趣旨 積み重ねの教科であり、また他の教科の基礎でもある算数・数学について、何が身に付き何が身に付いていないのかを細かに児童・生徒及び保護者に伝えながら、家庭学習や補習教室による繰り返しの学習を支援し、確かな学力の向上を図る。
- ・内容 ① 1年間に学習する内容を一覧にしたステップ学習チェックシートを区立小学校第1学年児童から区立中学校第3学年生徒に配布する。（これまで、第3学年児童から配布していたが、平成26年度より第1学年から配布する。）
② 学習の定着状況を確認プリントで把握し、その状況をチェックシートで家庭に伝える。
③ チェックシートで示した内容ごとに補充プリントや発展プリントを配布し、家庭学習を支援する。
④ 学習指導講師による補習教室を放課後や土曜日に開催し、チェックシートで示した内容ごとに用意したドリルプリントにより、学習内容の定着を支援する。
- ・対象 区立小学校の第1～6学年児童、区立中学校の全生徒

(4) 中学生の海外派遣

- ・目的 海外でのホームステイをとおして、外国の生活や文化の理解、並びに外国语（英語）の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指し、派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資することを目的とする。
 - ・対象 区立中学校第2学年生徒 56名
 - ・沿革 昭和49年度より開始し、平成5年度からは、西海岸コースに加え、東海岸にも生徒を派遣し、本区と姉妹都市提携を結んでいるセーラム市でのホームステイを実施している。
- 平成15年度は国際情勢不安のため、中止した。平成16年度（第20回）は

平成 15 年度の中止を受け、各中学校第 2 学年生徒 2 名・第 3 学年生徒 1 名の派遣としたが、平成 17 年度（第 21 回）は区立中学校第 2 学年生徒 2 名の派遣にした。平成 18 年度からは、両コースともに東海岸コースにし派遣生徒全員がセーラム市長へ表敬訪問をしている。

平成 23 年度からは、大田区同様、工業の盛んなドイツのブレーメン市へのコースを新設した。

（5）小・中一貫教育の確立

- ・趣 旨 義務教育 9 年間で確かな学力・人間力を身に付けた子どもを育てるため、これまでの小・中連携を一層充実させた小・中一貫教育を確立する。
- ・内 容 ① 「一貫した生活指導の充実」に関する取組
② 「一貫性のある学習指導」に関する取組
③ 「平成 26 年度小中一貫教育推進計画」の策定
④ 公開授業の実施（ホームページ上で開催情報等公開）
平成 26 年度は「一貫した生活指導の充実」に関する取組を重点とする。
- ・対 象 全ての区立小・中学校

（6）サイエンスコミュニケーション科

- ・目 的 知的探究心や理科学習で得た知識の活用、科学史・最先端技術・知識等を体系的に取り入れた科学学習プログラムとして「サイエンスコミュニケーション科」を新設する。理科や生活科との関連を踏まえるとともに、他の教科等においても科学的事項の取り扱いを体系的に取り入れた学習により、児童の科学についての興味・関心を深める。また、学習においてコミュニケーション活動を意図的に設定することによって科学に関する理解を一層深めさせて、将来の大田区、ひいては日本のものづくりを支える人材の育成を目指す。
- ・内 容 大田区立清水窪小学校の全学年において、新教科「サイエンスコミュニケーション科」を新設し、各学年 35 時間実施する。第 1・2 学年は 35 時間増時数、第 3～6 学年は総合的な学習の時間を 35 時間削減し、新教科にあてる。

（7）おもしろ理科教室

- ・趣 旨 科学・技術分野を専門とする人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や、先端科学技術に関する実験の演示・体験活動を行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに小学校教員の理科指導力の向上を図る。
- ・対 象 区立小学校第 5・6 学年児童
- ・内 容 小学校 5・6 年生理科における観察・実験等の体験的な学習について、「おおた理科博士」や「理科支援員」を対象学級に配置し、教員が作成した指導計画のもと、教員の支援を行う。

（8）大田区学習効果測定

- ・趣 旨 教育課程や指導方法等にかかる自校の成果や課題を明確にし、各学校が授業改善推進プランの作成や年間指導計画の充実・改善を図るとともに本区の教育施策に生かす。
- ・内 容 区立小学校第 4～6 学年児童及び区立中学校全生徒を対象に実施する。小学校第 4～6 学年は国語・算数・社会・理科、中学校第 1 学年は国語・数学・社

- 会・理科、中学校第2・3学年は国語・数学・社会・理科・英語について学習指導要領に示されている教科の目標や学習内容の基礎的・基本的な事項などの定着状況を同一基準によって把握・検証する。
- ・対象 区立小学校第4～6学年児童、区立中学校全生徒

(9) 土曜授業の実施

- ・目的 授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学力の定着を目指すとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校公開等を通じて開かれた学校づくりを推進し、保護者及び地域住民等との連携を一層強化する。
- ・内容 確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等を実施する。
- ・方法 年間3回以上（各学期1回）振替をとらない土曜日の授業を実施する。
原則第2土曜日とする。
授業時数は3時間以上とする。

(10) 補習教室の実施

- ・趣旨 算数・数学の基礎基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るために、学習指導講師が放課後及び土曜日に補習教室を開き、学習を支援する。
- ・内容 算数・数学は統一したドリルプリントによる学習支援、英語は原則英検4級・5級用テキストによる学習支援を行う。補習教室は、区内全校で放課後及び年間6回以上の土曜日に実施する。
- ・対象 区立小学校第3～6学年児童、区立中学校生徒のうちの希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒

(11) 学習指導講師

- ・趣旨 児童・生徒の基礎学力の定着を図るために、小学校教諭免許状又は中学校教諭免許状を有する者及びそれに準じる能力を有する者のうちから選考の上、学校に配置し、補習教室や授業中の指導補助に当たる。
- ・内容 小学校第3学年児童から中学校第3学年生徒までの算数・数学及び中学校英語の基礎学力の定着を目指し、学習指導講師が放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中における指導補助を行う。
- ・対象 全ての区立小・中学校に配置する。

(12) 国語教育の充実

- ・趣旨 基礎・基本の確実な定着を図るために、国語教育を重要課題の一つとして位置づけて、全校で国語力の向上を図る。
- ・内容 「大田区小学生漢字検定」「読書活動の推進」「作文指導の充実」「話し合い活動」の充実を図る。
- ・平成25年度までの取組
「朝の読書」等の一斉読書 全小・中学校にて実施
「大田区小学生漢字検定」 全小学校にて実施
「スピーチ大会(研究発表会・討論会等)」の各校実施
「スピーチ大会事例集」「図書館利用指導年間計画」「学習における図書の活用事例集」の作成

- ・対象 区立小・中学校の児童・生徒

(13) 作文指導教材

- ・趣旨 学力向上の重点施策の一つである「国語力の向上」を踏まえ、大田区教育研究会小学校国語部が作成した教材を効果的に活用し、全児童の「書く力」の向上を図る。
- ・内容 低学年・中学年・高学年ごとの2学年単位で学習する作文の補助教材「書くって楽しいね」を冊子として作成し、児童に配布する。併せて作文指導事例集も各校に配布し活用を図る。
- ・対象 低学年用、中学年用、高学年用をそれぞれ区立小学校第1・3・5学年児童に配布する。

(14) 習熟度別少人数授業の推進

- ・目的 小学校算数（第3学年以上）、中学校数学・英語の習熟度別指導（少人数指導）を行うための講師を各学校に配置する。
- ・内容 小学校59校、中学校28校において各学年の学級のうち2学級を三つのグループに分け、1学級の場合は二つのグループに分けることを基本に、少人数の習熟度別授業を展開する。
- ・対象 区立小・中学校の児童・生徒

(15) 総合的な学習の時間

① 総合的な学習の時間の充実

- ・目的 「総合的な学習の時間」の趣旨を生かし、各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫をし、特色ある教育活動を実施する。
- ・内容 ア 国際理解教育 イ 情報教育 ウ 環境教育
エ 福祉・健康教育 オ 地域・郷土学習 カ ボランティア学習
キ その他
- ・対象 区立小・中学校の児童・生徒

② ものづくり学習の推進（平成25年度実績）

- ・目的 「工場のまち」の特色を生かし、区立小・中学校において、区内民間工場等に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、創造性に富み郷土を愛する心を培う。
- ・実績 ものづくり教育・学習フォーラム（平成26年1月18日 於：大田区産業プラザPiO 参加人数4,141名）
ものづくり科学スクール（年10回 参加人数160名 共催のアルプス電気株式会社技術者が講師として指導）
- ・対象 区立小・中学校の児童・生徒

③ 日本の文化・伝統学習の推進（平成25年度実績）

- ・目的 地域社会の歴史、伝統・文化、産業等について理解を深め、郷土への愛着を育てる。児童・生徒による和楽器の演奏会を実施し、和楽器に触れて親しむことや海苔すきの体験学習などを通して、日本の伝統・文化のよさを考える。
- ・実績 「日本の伝統・文化の継承をはかる指導」
実践校では、様々な伝統・文化の体験学習等、外部講師を招いて実習・地域

の産業に関わる工場見学や技術者の講話の実施（海苔すき、とんびだこ製作、茶道、華道、将棋、囲碁、琴、三味線等を区立小・中学校で実施）

(16) 読書活動の充実

- ・趣 旨 大田区子ども読書活動推進計画のもと、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実を図る。
- ・内 容 ① 国語力向上委員会読書活動部会による実践紹介、資料提供
② 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組
③ 読書指導計画の作成など、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実
④ 読書環境の整備など、調べ学習における読書活動の充実
- ・対 象 全ての区立小・中学校

(17) 中学生の職場体験

- ・趣 旨 生徒が自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出す。
- ・内 容 ① 職場体験推進協議会（年2回）
② 受け入れ事業所一覧の作成と配布
③ 各中学校において3日間以上の職場体験の実施
④ 「職場体験実践報告書」のとりまとめ
- ・対 象 区立中学校第2学年生徒
- ・平成26年度の取組予定

3日間職場体験を実施	24校
4日間職場体験を実施	3校
5日間職場体験を実施	1校

(18) 学校公開の実施

- ・趣 旨 学校教育の状況を保護者・地域の人々に公開し、信頼される学校づくりを推進する。保護者・地域の人々に開くことによって学校改善を推進する。
- ・内 容 毎学期ごとに数日間の学校公開を行う。年1回は、週休日に教科の授業を開く。
- ・対 象 全ての区立小・中学校

(19) 学校生活調査の全校実施

- ・趣 旨 児童・生徒一人ひとりの抱える悩みを早期に発見し迅速に対応するために、6月と11月を「子どもの心サポート月間」として学校生活調査を実施し、子どもたち一人ひとりの心を見つめ、問題解決を組織的に取り組む。
- ・内 容 ① 対象児童・生徒：大田区立小学校及び館山さざなみ学校第4～6学年全児童、大田区立中学校全生徒
② 調査用紙の構成：ストレス症状（身体症状、抑うつ・不安、不機嫌・怒り、無力感）とストレス因（友人関係、学業）の質問項目と回答欄
平成25年度より、「もうこれ以上がんばれない」という項目を追加し、自殺の兆候を把握できるよう改善
③ 調査用紙の回答方法：マークシート方式
④ 調査結果の活用：実施後、その調査結果を踏まえ、必要に応じて、担任やス

クールカウンセラー、養護教諭等が当該児童・生徒と面談を実施するなど、組織的に問題解決を図る。

(20) 子どもの心サポート月間の実施

- ・趣 旨 児童・生徒の心の悩みやストレスを抱えている度合いを把握し、ケアが必要な児童・生徒に学校が組織的に対応する。
- ・内 容 年2回、6月・11月を「子どもの心サポート月間」とし、区立小学校第4学年児童から区立中学校第3学年生徒に学校生活調査を行う。その結果、必要な児童・生徒に対して個別面談等を実施する。
- ・対 象 区立小学校第4～6学年児童、区立中学校全生徒

(21) 問題行動対応サポートチームの設置

- ・趣 旨 児童・生徒の問題行動に対して、経験豊かな人材を学校に派遣し学校を支援する。
- ・内 容 区内小・中学校を大森、池上、田園調布、蒲田の4地区に分け、各地区に拠点校を指定し地区担当者を配置する。地区担当者は、地区内の小・中学校を学期に1回訪問し、生活指導体制を支援する。必要に応じて、校長は地区担当者と相談の上、問題行動解決計画を作成する。状況に応じて、生活指導支援員を配置する。

(22) 生活指導支援員

- ・趣 旨 児童及び生徒の問題行動の深刻化に対し、生活指導の充実及び強化を図り、正常な学校運営を確保する。
- ・内 容 生活指導の充実及び強化を図るために、児童及び生徒の生活指導に関する業務の補助その他校長が命ずる学校運営に関する業務の補助を担う。
- ・対 象 校長から配置の要請があり、かつ、その必要があると教育委員会が認めるときに配置する。

(23) 防犯教育の充実

- ・趣 旨 児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力等を身に付けさせる。
- ・内 容 セーフティ教室・防犯教室を年間各1回以上、特別活動等の時間に、児童・生徒への授業として実施する。
また、セーフティ教室においては、保護者や地域住民等による協議会を開催し、児童・生徒の防犯意識を高めるための対策を協議する。
- ・対 象 全ての区立小・中学校の児童・生徒

(24) 生活指導の徹底・充実

- ・趣 旨 児童・生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ・内 容 ① 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」により、児童・生徒の不登校を解消する。
② 生活指導主任対象の研修を通し、生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ・対 象 区立小・中学校教員及び生活指導主任

(25) 生活規範意識を高める教育

- ・趣 旨 子どもの生活規範意識を高めるために、就学前からの一貫した指導を充実させる。
- ・内 容 生活規範意識向上講座
 - 実施形態 4 ブロックごとの講演会の実施
対象者 小・中学校教員 保育園保育士 児童館職員 保護者
 - 規範意識向上プログラムの実施
実施形態 規範意識向上プログラムに基づき、全校（園）で実施

(26) 特別支援教育の充実

- ・趣 旨 障がいのある児童・生徒一人一人の特別な教育ニーズに応じ、個々の能力を伸ばすための適切な教育の推進、充実を図る。
- ・内 容 特別支援学級の指導の充実、通常の学級における教育の充実、交流及び共同学習の促進、スクールカウンセラーによる相談・支援、学校特別支援員配置の拡充、大田区エリアネットワークの構築を図り、区内の特別支援学校と連携した巡回支援等、特別支援教育体制の整備を図る。
- ・対 象 区立小・中学校の児童・生徒及び関係機関等

(27) 日本語特別指導の充実

- ・趣 旨 今後、国際化の進展が予想される中、「外国人にとって暮らしやすい地域社会を実現する」という方針の下、日本語特別指導の充実を図る。
- ・内 容 区立小学校第4・5・6学年児童、区立中学校生徒を対象にした通級型の日本語指導教室を蒲田小学校、蒲田中学校に設置し、集中的な初期指導60時間 を終了後の（希望する）児童・生徒に指導を行う。60時間を上限とした集中的な初期指導は、対象児童・生徒の在籍校へ指導員を派遣する。
多言語にも対応し、日本語指導の質の向上を目指して、専門業者に指導員派遣を委託する。
日本語特別指導の在り方を研究・協議するための組織を設置し、より良い日本語特別指導を推進する。

(28) 学校防災活動拠点整備事業

- ・目 的 区立小・中学校を「学校防災活動拠点」と位置づけ、逃げ込む場所である「避難所」から「災害へ立ち向かう場所」へと、情報収集・伝達や地域活動の支援機能を拡充させた地域の防災拠点への転換を推進する。
- ・内 容 平成24年度にモデル校を2校（馬込第三小学校、大森第六中学校）指定、平成25年度に18校の小・中学校を学校防災活動拠点に指定、平成28年度までに全ての区立小・中学校を学校防災活動拠点として整備する。

(29) 伊豆高原学園の再整備（大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業）

- ・趣 旨 昭和42年9月に開設され、老朽化が進んでいる伊豆高原学園の再整備をする。再整備にあたっては「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づく特定事業として実施する。

- ・内 容 ① 雨天時の活動場所の拡充、自然エネルギーを活用した設備の導入等による環境学習の支援、地域との交流を促進した現地ならではの学習の充実等、学園機能の拡充とともに、ユニバーサルデザインに配慮した再整備を行う。
- ② 再整備にあたっては、学園機能の拡充と学校未利用期間の区民利用の促進を実現する有効な事業手法としてPFI（BTO方式）竣工後一括買取型を採用し、施設整備から運営・維持管理までを一貫した事業として実施をする。
- 平成25年度は、PFI法に基づく選定事業者が実施している施設整備業務のモニタリングを実施するとともに、平成27年度の供用開始に向けて運営・維持管理業務の事前協議を実施する。
- ③ 学園改築期間中（平成24年度から平成26年度まで）の移動教室は、代替施設として伊豆高原学園付属施設（旧伊豆高原荘、簡易改修工事済）で実施している。

3 教育指導・研究・研修

（1）各種専門研修等

- ・目的 学校経営、学習指導、生活指導、学級指導等の教育活動の諸分野について、学校が抱えている教育課題を踏まえながら、教育公務員としての自覚と資質を高める。
- ・対象 区立学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭

平成25年度 各研修実績

研修会名	内 容	回数	参加人数
新任・区外転入管理職研修	新任管理職の学校経営能力、実務能力等の向上を図る研修を行った。	6	163
評価者訓練	人事考課制度と管理職の評価能力の向上を図るための研修を行った。	4	173
主幹教諭研修会	主幹の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	4	573
主任教諭研修会	主任教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	2	693
教務主任会	教務に関する諸活動の充実を図り、教育課程や各学校の課題への対策を構想し、資質の向上のための研修を行った。	8	680
中学校進路指導主任会	進路指導主任の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	4	112
生活指導主任会	生活指導の充実を図るために、学校内外の生活指導上の諸問題について情報交換を行い、指導のあり方を研修する。また、地区別連絡協議会の充実を図った。	11	940
授業改善セミナー	研究主任（校内研修担当）を含む教員を対象に、授業改善のポイントの周知や校内研究（研修）推進のための理論と実践について研修した。	2	1007
初任者研修会 センター研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るために、センター研修を行った。	10	1467
初任者研修会 宿泊研修	1学期の指導上の課題とこれからの指導の充実を図った。	2泊 3日	135
初任者研修会 課題別研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るために、課題別研修を行った。	6	792
2年次研修	2年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	7	728

3年次研修	3年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	7	651
4年次研修	4年次の教員を対象に、教科の専門性の向上を目指した研修を行った。	2	156
10年経験者研修	教職経験が10年を越えた教員を対象に、学習指導・生活指導等の能力の向上をはじめ、教育公務員としての資質・能力の向上を図る研修を行った。	16	459
小学校外国語活動担当者研修	小学校英語活動の指導の実際について、講義及び演習を通して理解を深めた。	2	114
教育相談研修	教育活動に必要な教育相談の基礎的な理論や技法について、講義・演習を通して研修した。	2	206
日本の伝統文化研修	日本の伝統・文化の継承を図る指導を推進していくための研修を行った。	2	66
郷土博物館研修	大田区立郷土博物館における体験プログラムによる研修を行った。	9	143
三味線実技研修	講義と三味線の実技研究を通して、日本の伝統文化について理解を深めるとともに、実技研修においては指導方法の体験を行った。	1	29
特別支援教育研修（通年）	通常学級における教員が、発達障害等の特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、具体的な指導のあり方を研修した。	4	277
特別支援教育コーディネーター研修	特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高め、各校における特別支援教育の推進を図った。	3	256
エリアネットワーク研修	区内の都立特別支援学校と連携し、特別支援教育の基礎とエリアネットワークの考え方について理解を深めた。	1	192
人権教育研修	学校や地域の人権上の課題を明らかにし、各学校が人権教育の一層の充実を図るために講話・協議などをとおして研修を行った。	7	646
情報教育研修	授業におけるコンピュータ活用など学校全体の情報教育の推進、向上を図る研修を行った。	1	39
小学校理科授業力向上研修	新学習指導要領で新たに取り扱うこととなった内容の研修を中心に構成した。また、最先端の科学と結びつけることにより、教員自身の興味・関心を喚起する。	6	90
中学校理科授業力向上研修	新学習指導要領の理解と先端の科学技術の実験・実技講習を内容とする研修を行った。「放射線」をテーマにした内容で実施した回では、体系的的理解から具体的な実験方法までを東京工業大学の教授を講師や助言者として指導いただいた。	4	135

(2) 指導・調査研究

① 進路指導対策

- ・目的 区立中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会等の研修会を通して、よりよい進路指導を推進する。
- ・対象 区立中学校校長、進路指導主任
- ・実績 進路指導主任会（年2回）
成績一覧表調査（年2回）

② 生活指導対策

- ・目的 学校や学区域における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導の在り方を協議し、研修を通して学校の生活指導の向上を図る。
- ・対象 区立小・中学校生活指導主任
- ・実績 生活指導主任会（11回）、家庭裁判所との連絡協議会（1回）
児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（地区ごとに1回）
学校と警察の連絡協議会（1回）、年度末非行防止連絡協議会（1回）（中学校長、大森少年センター署員、4警察署生活安全課長）

③ 青少年健全育成対策

- ・目的 子どもたちの健全な育成を目指し、主に区内における青少年問題に関する協議及び対策を行う。各中学校単位に地域と一体となった「青少年いじめ・問題行動対策地域連絡会」を組織し、対策を講じ事業を実施する。
- ・協議会名 青少年問題協議会（区議会議員4名、学識経験者14名以内、関係行政機関6名以内、区関係職員8名）
- ・実績 協議会3回開催
青少年いじめ・問題行動対策地域連絡会28校区

④ 外国人による英語指導

- ・目的 外国人の外国語教育指導員を活用して、日常的な会話や簡単な情報交換等ができるような実践的コミュニケーション能力を培うことを目指す。
- ・対象 区立小学校全5年生・6年生（1人×25時間）年間
区立全中学校全生徒 （1人×10時間）年間
(これまで、小学校には22時間配置していたが、平成26年度より25時間に配置時数を増やした。)
- ・実績 派遣時間 区立小学校全5年生・6年生（1人×22時間）年間
区立全中学校全学年 （1人×10時間）年間

⑤ 外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導

- ・目的 在日外国人児童・生徒、帰国児童・生徒、引揚児童・生徒の中には、日本語の指導が必要なものが増加している。そのため、学校の求めに応じて1人あたり年60時間を上限として、児童・生徒の日本語の指導を行う。
- ・対象 区立小・中学校全児童・全生徒
- ・実績 日本語指導を受けている児童・生徒数：（小学校）36校75人、（中学校）13校28人総時数4,284時間（平成25年度実績）

⑥ 各種調査委員会等

- ・目的 教育推進プランの円滑な実施と今日の教育課題への対応を図るため、必要な調査委員会を設置し、具体策を協議・検討する。
- ・対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭
- ・実績（平成25年度）

各種調査委員会	内 容	延べ回数	委員数
国語力向上推進委員会	漢字検定部会、読書活動部会を設定し、児童・生徒の国語力の向上を図った。	9	20
体力調査委員会	児童生徒の体力を総合的に把握するため、実態調査を集計し考察し結果を報告書にまとめ、大田区HPに掲載した。	4	10
食育推進委員会	給食指導や各教科で取り組まれてきた食に関する指導を整理し、報告書にまとめた。また、保護者啓発用リーフレットを作成した。	5	12
小学校社会科副読本作成委員会	「わたしたちの大田区」の発行に向けて資料を作成し編集した。	1	12
中学校社会科副読本作成委員会	「のびゆく大田区」を全面改訂した。	4	24

人権に関する指導資料作成委員会	児童・生徒への人権教育の推進を図るため、人権課題に関する指導資料を作成した。	2	8
外国語教育指導員検討委員会	小学校の外国語活動・中学校英語科における外国語教育指導員の役割及び活用について検討し、区立小中学校における外国語活動及び英語教育の充実を図った。	1	6
ものづくり教育学習フォーラム準備会	大田区におけるものづくり教育推進の方策を協議した。	5	54
授業改善リーダー	大田区学習効果測定結果や全国学力・学習状況調査結果を受け、各教科における本区の学習課題を明らかにし、今後の授業改善につなげる「授業改善のポイント」を作成し各校へ配布した。また、「授業改善のポイント」に基づいた実践報告を「授業改善セミナー」で報告した。	2	92
理科教育推進委員会	おもしろ理科教室の実践状況を調査し、実践報告書を作成する。また、各学校での実践例を掲載し、各学校でのおもしろ理科教室の充実を図る。	1	7
自然体験プログラム作成委員会	小5、小6、中1の移動教室における体験活動の充実を目指し、「自然体験プログラム〔増補版〕」を配布・活用した。	1	7

⑦ 教育研究推進校（平成 26 年度）

- ・目的 教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため、教育委員会及び区立学校が当面する教育課題を積極的に解決するよう実践的研究や活動を奨励し、本区における学校教育の推進・充実を図る。
- ・対象 <1年次>馬込小学校、入新井第四小学校、千鳥小学校、小池小学校、洗足池小学校、北糀谷小学校、羽田小学校、南蒲小学校、大森第六中学校、安方中学校
<2年次>開桜小学校、入新井第五小学校、入新井第一小学校、東調布第一小学校、都南小学校、仲六郷小学校、道塚小学校、大森第一中学校、大森第三中学校、東調布中学校

⑧ 学校教育における環境学習の推進

- ・目的 学校、家庭、地域での、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した望ましい行動がとれるよう推進を図る。
- ・対象 全幼稚園、全小学校、全中学校
- ・実績 「エコスクールおおた」を踏まえて、学校での節電や節水、ごみの減量などに取り組んだ。また、東京都教育委員会が提供する「くらしと環境学習Web」における環境教育カリキュラム及びCO₂削減アクション月間チェックシートについて情報提供し、各学校の実態に合わせた取組ができるよう支援する。

4 学習・指導資料作成

- ・目的 児童・生徒の確かな学力・体力の向上、道徳の授業を核とした心の教育の推進、宿泊を伴う学校行事の一層の充実等を図るため、児童・生徒の学習資料を作成するとともに指導の充実・改善を図る資料を作成することを目的とする。
- ・対象 区立学校の校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭、全児童・生徒
- ・実績（平成 25 年度）

副読本名	内容	配布学年
わたしたちの大田区	小3・4学年用社会科副読本	小学校第3学年児童
のびゆく大田区	中学校社会科副読本	中学校第1学年生徒
自然を訪ねて「のべやま」	中学校移動教室用冊子	中学校第1学年生徒
新版とうぶ学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
伊豆高原に学ぶ	小学校移動教室用冊子	小学校第5学年児童

5 交通安全巡回指導

- ・目的 児童の交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員（非常勤）2名を配置し児童に交通安全意識を身につけさせるとともに、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるようになることを目的として指導している。指導内容は、主に「歩行のルールや横断歩道の渡り方」「自転車の点検と正しい乗り方」「日常生活における交通安全・交通法規の確認」の3点である。それに指導目標を定めて計画的に実施。
また、平成22年度から指導内容をさらに拡充し、中学生及び夏季休業期間中の小学生に対して、交通安全指導を行っている。
- ・対象 区立小学校児童、区立中学校生徒
- ・根拠 大田区交通安全指導員取扱要綱
(平成22年1月7日21教教発第12920号教育長決定)
- ・実績 (平成25年度)

	対象	回数	児童数
歩行訓練	小学校1年生	57回	4,698人
自転車教室	小学校	46回	3,617人
下校指導	小学校	45回	3,635人
交通安全教室	小学校	93回	19,937人
	中学校	5回	1,428人
夏休み自転車教室	小学校	8回	361人
夏休み交通安全教室	小学校	4回	95人
計		258回	33,771人

6 小・中学校連合行事

- ・目的 区立小・中学校の各学校での取組の成果を発表する場として設定し、児童・生徒も教員も他に学ぶ機会をもつことで切磋琢磨し、学習意欲の向上と指導力向上を図ることを目的とする。
- ・対象 全ての区立小・中学校の児童・生徒
- ・実績 (平成25年度)

行 事 名	対 象 者	回 数
特別支援学級連合運動会	特別支援学級児童・生徒	年 1 回
特別支援学級連合移動教室	特別支援学級児童・生徒	年 1 回
特別支援学級連合演劇鑑賞教室	特別支援学級児童・生徒	隔年 1 回
特別支援学級連合作品展覧会	特別支援学級児童・生徒	隔年 1 回
小・中学校連合音楽鑑賞教室	区立小学校第 5 学年児童 中学校第 2 学年生徒	年 1 回
小学校連合音楽会	区立小学校児童	隔年 1 回
中学校連合陸上大会	区立中学校生徒	年 1 回
中学校連合学芸会 (音楽・演劇・英語)	区立中学校生徒	年 1 回
中学校連合ダンス発表会	区立中学校生徒	年 1 回
小学校图画工作作品展览会	区立小学校児童	年 1 回
小学校家庭科作品展览会	区立小学校児童	隔年 1 回
中学校技術家庭科作品展览会	区立中学校生徒	年 1 回
中学校美術科作品展览会	区立中学校生徒	年 1 回
小・中学校連合書写展览会	区立学校児童・生徒	年 1 回

7 大田区教育研究会

- ・ 目 的 大田区教職員の研究と修養を深め、その成果を教育の振興・発展に資することを目的とする。
- ・ 対 象 区立小学校・中学校・館山さざなみ学校 校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・教諭・事務職員・学校栄養職員
- ・ 実 績 一斉部会は年 6 回開催している。研究授業に向けての事前研究会などは、隨時開催している。
- ・ 会員数 小学校 1,432 名、中学校 688 名、会員数計 2,120 名(平成 26 年 4 月 18 日現在)
- ・ 内 容 教育の発展に資する各種研究機関の設置とその運営
教育に関する研究、出版、広報活動
小・中学校単位研究の奨励、援助
教職員の研修及び研究奨励に関する事業
小中一貫教育への研究・研修
- ・ 部会等
 - 小学校研究部
国語 社会 算数 理科 生活科・総合的な学習の時間 音楽 図工
家庭 体育 道徳 外國語活動 特別活動 学校保健 情報教育
図書館教育 児童文化 学校給食 学校事務
 - 中学校研究部
国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 英語
道徳 特別活動 養護 総合的な学習の時間 情報教育 図書館教育
生活指導 演劇 学校給食 学校事務 新聞教育
 - 小・中合同研究部
特別支援教育 学校教育相談 環境教育 人権教育 進路指導
福祉・ボランティア教育
 - その他
「小中一貫教育の会」があり授業公開や協議会を実施している。

8 小・中学校使用教科書一覧（平成 26 年度）

「大田区教科用図書採択要綱」に基づき、小学校・中学校の教科用図書は、下記を使用する。

<小学校・館山さざなみ学校>

種目名	教科書名	発行者名
国語	国語	光村図書
書写	書写	光村図書
社会	小学社会	教育出版
地図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 4. 5. 6 年年初訂版	帝国書院
算数	新しい算数	東京書籍
理科	みんなと学ぶ 小学校理科	学校図書
生活	せいかつ	光村図書
音楽	小学生の音楽	教育芸術社
图画工作	图画工作	日本文教出版
家庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版
保健	みんなの保健	学研教育みらい

<中学校>

種目名	教科書名	発行者名
国語	国語	光村図書
書写	中学校書写	学校図書
社会（地理的分野）	社会科 中学生の地理 世界のすがた と日本の国土	帝国書院
社会（歴史的分野）	中学社会 新しい日本の歴史	育鵬社
社会（公民的分野）	中学社会 新しいみんなの公民	育鵬社
地図	中学校社会科地図	帝国書院
数学	中学数学	教育出版
理科	中学校科学	学校図書
音楽（一般）	中学生の音楽	教育芸術社
音楽（器楽合奏）	中学生の器楽	教育芸術社
美術	美術	光村図書
保健体育	保健体育	大修館書店
技術・家庭（技術分野）	技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版
技術・家庭（家庭分野）	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版
英語	TOTAL ENGLISH	学校図書

9 特別支援学級

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置している。

学級では、一人ひとりの障がいの特性や発達の状況に応じて、きめ細かな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限にのばすことを目指とし、教育を行っている。

(1) 根拠法令 学校教育法第81条

(2) 事業内容

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、固定学級は知的障害学級として設置している。各学級においては、一人ひとりの児童・生徒に対して、個別指導計画を作成し、きめ細かい指導を実施している。

また、通級指導学級では、難聴、言語障害、情緒障害等、通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童・生徒に対して特別な指導を行っている。なお、中学校の情緒障害等通級指導学級においては心因的原因による不登校生徒の指導も行っている。

(3) 特別支援学級設置数 (平成26年5月1日現在)

小学校・知的障害固定学級(12校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	2	12	昭和33年11月1日
入新井第一	2	14	昭和29年4月1日
馬込第二	3	20	昭和37年4月1日
池上	3	24	昭和43年4月1日
池上第二	2	16	平成23年4月1日
東調布第一	3	18	昭和29年4月1日
雪谷	4	27	昭和32年10月1日
東糀谷	3	20	昭和35年4月11日
出雲	3	18	昭和44年4月1日
西六郷	4	27	昭和36年4月18日
矢口東	4	29	昭和33年11月1日
蒲田	3	19	昭和29年6月14日
計	36	244	

中学校・知的障害固定学級(7校)

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森第八	5	36	昭和42年4月1日
馬込	4	28	昭和42年4月1日
東調布	2	16	昭和33年11月5日
羽田	2	15	昭和40年4月14日
六郷	1	8	平成25年4月1日
志茂田	3	21	昭和35年11月4日
蓮沼	4	28	昭和31年4月1日
計	21	152	

小学校・難聴通級指導学級(2校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	5	昭和37年5月7日
北糀谷	1	7	昭和52年3月8日
計	2	12	

中学校・難聴通級指導学級(1校)

校名	学級数	生徒数	設置年月日
御園	1	3	昭和57年4月1日
計	1	3	

小学校・言語障害通級指導学級(3校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	15	平成25年4月1日
北糀谷	2	28	平成7年4月1日
志茂田	3	46	昭和61年4月1日
計	6	89	

小学校・情緒障害等通級指導学級(9校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森東	2	16	平成21年4月1日
馬込第三	3	23	平成20年4月1日
入新井第二	2	19	平成18年4月1日
東調布第三	2	18	平成21年4月1日
嶺町	4	33	平成13年4月1日
中萩中	2	19	平成19年4月1日
六郷	2	18	平成21年4月1日
志茂田	3	28	平成15年4月1日
南蒲	2	15	平成21年4月1日
計	22	189	

中学校・情緒障害等通級指導学級(3校)

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森第二	2	12	平成7年4月1日
御園	3	28	平成元年4月1日
東蒲	3	26	平成23年4月1日
計	8	66	

10 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、喘息・肥満・病虚弱・偏食等の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校である。

施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール・校庭などが同一敷地内に設けられ充実しており、職員は教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等が配置されている。

(1) **根拠法令** 学校教育法第72条、同施行令第23条第3項

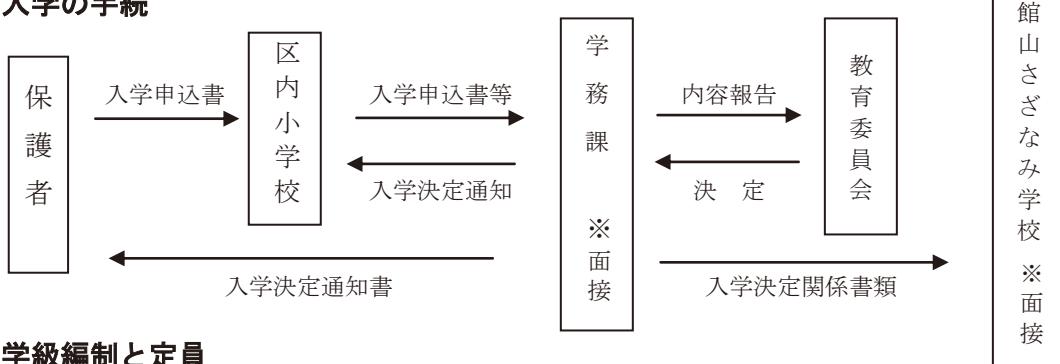
(2) **所在地** 〒294-0223 千葉県館山市洲宮768番地の117

電話 0470(28)1811

FAX 0470(28)1812

(3) **入学条件** 区内に居住し、大田区立の小学校に通う3年生から6年生の児童

(4) 入学の手続



(5) 学級編制と定員

学級編制状況 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

学年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	1	5	9	6	21

設置学級及び定員

学年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	20	20	20	20	80

(6) 沿革

昭和 11 年 7 月 岩井養護学園開園
 昭和 14 年 7 月 宇佐美学園開園
 昭和 22 年 4 月 両学園とも大田区立養護学園となる。
 昭和 58 年 4 月 両園を廃園とし新たに館山養護学校開校
 平成 19 年 4 月 館山養護学校を館山さざなみ学校に校名変更

1.1 糀谷中学校 夜間学級

糀谷中学校夜間学級は、様々な事情で義務教育を修了（卒業）することができなかつた人たちが教育を受ける場として、昭和 28 年 9 月 1 日に設置された。修了時には中学校卒業資格が得られる。

学習内容は中学校の 9 教科で、理解や習熟の程度などに応じて編制したクラスで授業を行っており、連合体育大会や社会科見学等は日曜日の昼間にを行うなど工夫している。また、給食（自己負担）を実施している。

(1) 入学できる人

15 歳以上で義務教育を修了していない人。学力、国籍は問わない。

(2) 授業時間

午後 5 時 30 分～午後 9 時（1 日 4 時限）

(3) 授業料

無料

平成 26 年 5 月 1 日現在の在籍者数

生徒数・学級数（人）（クラス） 生徒の年齢構成（人）

学年 性別	1年	2年	3年	計
男	4	3	6	13
女	7	5	1	13
計	11	8	7	26
学級数	1	1	1	3

学年 性別	15歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 57歳	58歳 以上	計
男	6	5	0	2	0	13
女	5	2	1	1	4	13
計	11	7	1	3	4	26

問い合わせ先 〒144-0034

東京都大田区西糀谷 3-6-23

大田区立糀谷中学校 夜間学級 電話 3741-4340

12 日本語学級

大田区立小・中学校に就学している外国人及び帰国子女等で、日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とした通級学級。生活言語を学ぶ初期指導程度を終了した後、学習言語を学ぶことを目的として、東京都の認証を受け設置している。

(1) 対象

- ① 小学生で、日本語初期指導（上限 60 時間）程度を終了した児童
- ② 中学生で、日本語初期指導（上限 60 時間）程度を終了した生徒

(2) 指導期間

2 年間（小・中学校通算での上限）

※小学校在籍中に通級期間が 2 年に満たない場合で、さらに中学校でも通級を希望する場合は、中学校入学後にあらためて入級申請が必要である。

平成 26 年 5 月 1 日現在の在籍者数

校名(設置年月日)	蒲田小学校(平 21. 4. 1)							蒲田中学校(平 22. 4. 1)				
	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
児童・生徒数		0	2	4	10	6	4	26	4	14	10	28
学級数							2	2		2		2

13 就学援助費の支給

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給する（生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費用を除く）。また、医療費についても援助の対象となっている疾病を治療した場合には、治療に要した費用を支給する。

(1) 根拠法令

「教育基本法第 4 条」、「学校教育法第 19 条」等

(2) 申請資格

大田区に居住し、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者

(3) 平成 25 年度認定者数

認定者数 10,416 人（小学校 6,545 人・中学校 3,871 人）

平成 26 年度 小学校就学援助費目及び支給額 (単位 = 円)

学 校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品 費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加 費	修学旅行 参加 費	卒 業 アルバム費	計
小 学 校	1	23,210	41,800	15,240	1,050					81,300
	2		41,800	18,340	1,050					61,190
	3		46,200	18,340	1,050					65,590
	4		46,200	18,340	3,150	230				67,920
	5		50,600	18,340	3,150	230	7,300			79,620
	6		50,600	18,340	3,150	230	7,600		7,000	86,920

平成 26 年度 中学校就学援助費目及び支給額 (単位 = 円)

学校	学年	新入学用品費	給食費	学用品費	校外授業費	クラブ活動費	移動教室参加費	修学旅行参加費	卒業アルバム費	計
中学校	1	26,120	55,000	29,590	1,680		9,800			122,190
	2		55,000	33,440	1,680					90,120
	3		55,000	33,440	4,800			64,000	7,000	164,240

注① 費目には上記の他に「体育実技費」がある。

注② 移動教室、修学旅行の参加費は限度額。

注③ 糀谷中夜間学級は給食費 62,700 円

注④ 国立・都立・私立については、給食費は支給しない。

14 就学、学級編制

< 就学 >

大田区には、区立小学校が 59 校、区立中学校が 28 校ある。学校ごとに通学区域を定めており、当該児童・生徒の住所により就学する学校を指定している。指定校以外の学校への就学（指定校変更）については、申請理由及び当該校の児童・生徒数、学級数、施設保有数などを総合的に判断し、相当と認める場合は許可している。

(1) 根拠法令

「憲法第 26 条」、「学校教育法第 17 条」、「学校教育法施行令第 5 条」、
「大田区立学校設置条例」、「大田区立学校設置規則」等

< 学級編制 >

大田区では、東京都の学級編制基準に基づき小学校第 1 学年は 1 学級 35 人、その他の学年は 1 学級 40 人で学級編制を行っている。平成 26 年度については、小学校第 2 学年で 35 人学級対応加配の適用により原則として 1 学級 35 人で編制しているほか、中学校第 1 学年でも 35 人学級対応加配の適用により、1 学級 35 人での編制、若しくはティームティーチングや少人数指導での活用を図っている。

(1) 根拠法令

「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」

15 適正配置

児童のより良い教育環境を整備していくため、区立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を受け、平成 12 年度に第一次実施計画を策定し、平成 14 年度に統合を実施、平成 15 年 11 月に第二次実施計画を策定、公表し、平成 17 年度統合を実施した。

< 実施の内容 >

(1) 第一次実施計画に基づく統合(平成 14 年 4 月実施)

- ・羽田旭小学校を東糀谷小学校と羽田小学校に統合した。
- ・大森第二小学校と大森第六小学校を統合し、開桜小学校とした。

(2) 第二次実施計画に基づく統合(平成 17 年 4 月実施)

- ・蓮沼小学校と女塚小学校を統合し、おなづか小学校とした。
- ・北蒲小学校と蒲田小学校を統合し、蒲田小学校とした。

16 幼稚園

大田区の区立幼稚園は平成 21 年 3 月 31 日に 9 園すべて廃園となった。

(1) 根拠法令

「大田区立幼稚園条例」「大田区立幼稚園条例を廃止する条例」

17 校外施設

伊豆高原学園、野辺山学園、休養村とうぶの 3 校外施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。(平成 21 年度より、対象学年を変更)

伊豆高原学園・野辺山学園については、社会教育団体も使用料を徴収して、児童・生徒の利用しない期間に使用できる。休養村とうぶは、移動教室での利用が優先されるが、年間を通して区民も利用可能である。

	伊豆高原学園、学園付属施設	野辺山学園	休養村とうぶ
開 設	昭和 42 年 9 月 1 日	昭和 48 年 10 月 12 日	平成 10 年 8 月 12 日
所 在 地	静岡県伊東市八幡野 1154-3、1151-36 (学園付 属施設)	長野県南佐久郡南牧村大字 野辺山字二ツ山 674	長野県東御市和 6733-1
収容人員	254 人	384 人	児童 260 人
運 営 費	(26 年度) 80,495,000 円 (内訳) 学園 4,271,000 円 付属施設 76,224,000 円	(26 年度) 78,330,000 円	(26 年度) 12,318,000 円
職 員 数	所長外 4 人 (事務職は兼務、再任用 2 人)	所長外 2 人 (所長、事務職は兼務 再任用 1 人)	指定管理者

(1) 根拠法令 伊豆高原学園、野辺山学園…………大田区立学校校外施設設置条例
休養村とうぶ……………大田区休養村とうぶ条例

(2) 伊豆高原学園

小学校の移動教室及び夏季施設のために設置された。伊豆半島東海岸の中ほどの伊東市八幡野にある。区立小学校 5 年生が 2 泊 3 日で移動教室を行う。

平成 24 年度から平成 26 年度までは、改築のため伊豆高原学園付属施設（旧伊豆高原荘）を宿舎として使用する。

(3) 野辺山学園

八ヶ岳連峰を目前に眺め、東には飯盛山、女山、北には男山、城山などの山々に囲まれた広大な野辺山高原の中にある。

区立中学校 1年生が 3泊 4日で移動教室を行う。

(4) 休養村とうぶ

雄大な自然に囲まれた信州・東御市に設置されている。ぶどう畑を見下ろし、千曲川が流れ、遠く美ヶ原や北アルプスが望める。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校 6年生が 3泊 4日の移動教室を行う。

(5) 平成25年度利用実績

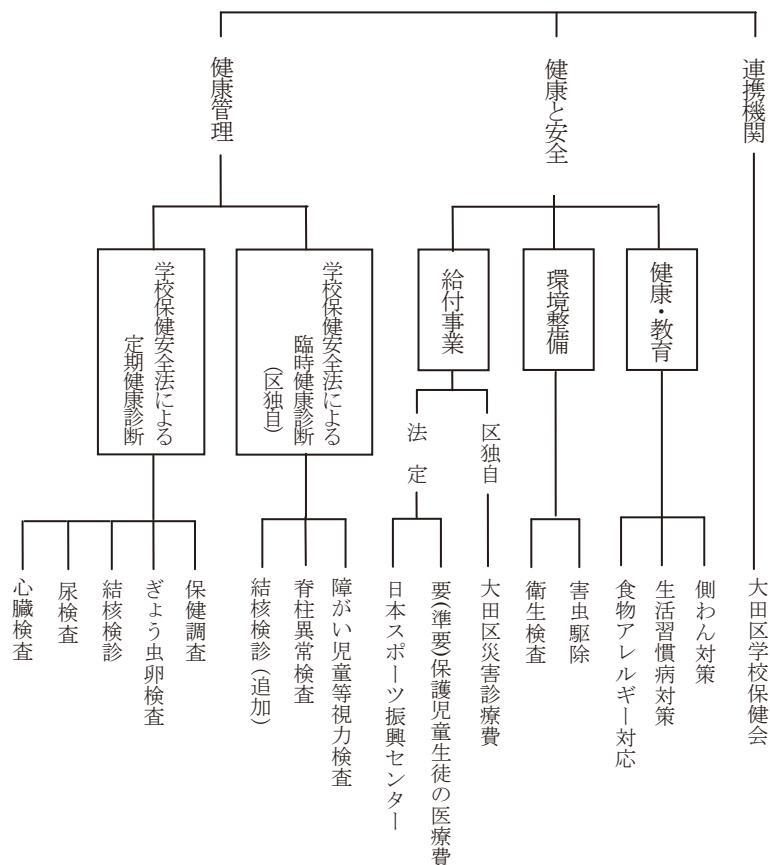
	伊豆高原学園			野辺山学園			休養村とうぶ		
	児童	引率者	計	児童・生徒	引率者	計	児童	引率者	計
移動教室	4,674	553	5,227	3,798	409	4,207	4,673	452	5,125
その他	0	232	232	289	203	492	-	-	-
計	4,674	785	5,459	4,087	612	4,699	4,673	452	5,125

18 学校保健・安全

—学校保健事務概要—

社会生活の多様化は、子どもの健康と安全にも大きな影響を与えている。学校生活における「健康と安全」は、学校教育の発展に欠かすことのできないものであり、学校保健の充実がますます必要である。

大田区では、近年の学校保健の動向をふまえ、学校、学校医、医師会、保護者と一体になって子どもたちの「健康管理」の充実「健康と安全」の推進あるいは、保健活動の意識高揚のための「啓蒙活動」に努めている。



[定期健康診断]

(1) 心臓検査

潜在的心疾患による突然死を未然に防ぐために、心音心電図検査を実施している。

① 根拠法令

学校保健安全法第13条・学校保健安全法施行規則第6条

② 対象

区立小・中学校1年生

小学4年生で保健調査の結果リストアップされた者

下記の理由により、検査が必要とされた者

ア 学校医聴打診で心雜音があった者

イ 日常検査で心臓検査が必要とされた者

ウ 前年度の結果で検査が必要とされた者

エ 前年度の検査対象者で未検査となっている者

③ 実施方法

ア 「一次検査」簡略心音心電図検査

イ 「精密検査」標準12誘導心電図検査、専門医診察、その他必要な検査

④ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
平成 23 年度	8,542 人	233 人
平成 24 年度	8,417 人	239 人
平成 25 年度	8,731 人	260 人

(2) 尿検査

腎臓病は、初期段階では自覚症状がなく、放置すると症状が悪化する危険がある。

大田区では尿検査を実施して腎疾患の早期発見に努めるとともに、適切な事後指導により健康管理の徹底を図っている。

① 根拠法令

学校保健安全法第 13 条・学校保健法施行規則第 6 条

② 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

③ 実施方法

- ア 「一次検査」蛋白、糖、潜血、pH
- イ 「二次検査」蛋白、糖、潜血、pH（陽性者は、沈査顕微鏡検査を実施）
(対象者：一次検査の陽性者)
- ウ 「三次検査」蛋白、糖、潜血、pH、沈査顕微鏡検査（早朝尿、昼間尿）医師の聴診問診、
血压測定、血液学的検査、血液生化学検査、免疫学的検査
- エ 「事後指導」各学校医による健康相談を実施する。
(対象者：二次検査陽性者全員に対して実施する。)

④ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	二次検査 (受診者数)	三次検査 (受診者数)	事後指導 (実施校数)
平成 23 年度	38,943 人	1,415 人	330 人	83 校
平成 24 年度	38,808 人	1,278 人	209 人	71 校
平成 25 年度	38,935 人	1,368 人	259 人	79 校

(3) 結核検診

日本での結核の罹患率は、平成 6 年頃から横ばいとなつたが、平成 8 年以降平成 11 年まで上昇に転じた。しかし、平成 11 年の「緊急事態宣言」とその対策により、現在は減少に転じている。

大田区では地元医師会と連携して結核の早期発見に努めている。

なお、平成 15 年度からツベルクリン反応検査等が中止となり、問診票と学校医の診察と結核対策委員会による精密検査対象者の選定で結核検診を行うようになった。

① 根拠法令

学校保健安全法第 13 条・学校保健安全法施行規則第 6 条

② 対象

区立小・中学校の児童・生徒

③ 実施方法

ア 問診票により、本人の結核の既往歴や予防内服歴、家族の結核既往歴、高まん延国のある居住歴、自覚症状(2週間以上の長引く咳や痰)、過去のBCG接種の有無の情報を得て、学校医の内診の結果も参考にしながら、結核対策委員会で精密検査対象者を選定する。

イ 「精密検査」

X線直接撮影 結核対策委員会で精密検査対象者になった者に対して実施する。

喀痰検査 X線直接撮影の結果、必要とされた者を対象に実施する。

④ 受診者数

年度	検査内容	受診者数
平成23年度	調査票による問診	39,101人
	精密検査	98人
平成24年度	調査票による問診	38,899人
	精密検査	108人
平成25年度	調査票による問診	39,059人
	精密検査	123人

(4) ぎょう虫卵検査

ぎょう虫は人から人に感染し、感染すると安眠ができなくなり落ちつきがなくなる。

また、盲腸炎と同じような激しい痛みを起こすことがある。

① 根拠法令

学校保健安全法第13条・学校保健安全法施行規則第6条

② 対象

区立小学校1学年～3学年 ⇒ 法定

小学校4学年 ⇒ 区独自の検査として実施

③ 実施方法

ア セロハンテープ法により実施

イ 陽性者には駆虫薬の服用を指導

ウ 服用後10日～14日後、再検査を実施

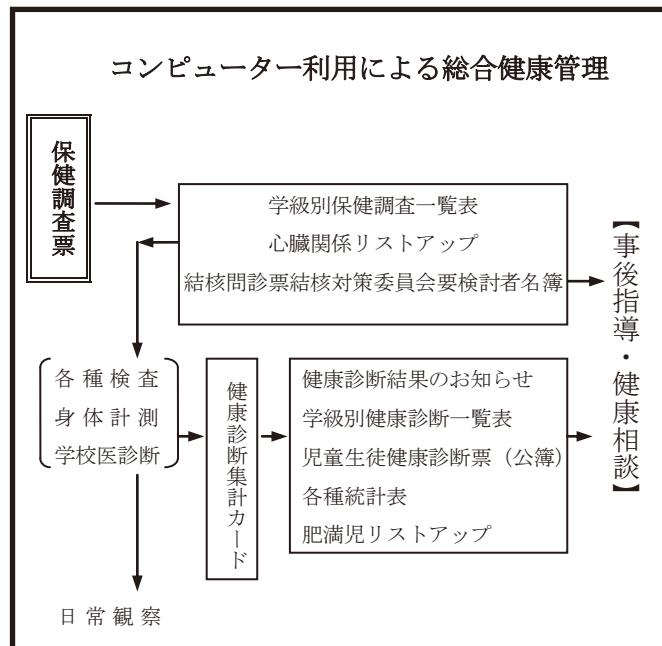
④ 検査者数

年度	検査者数	陽性者数
平成23年度	18,681人	20人
平成24年度	18,476人	28人
平成25年度	18,632人	20人

(5) 保健調査

児童生徒の健康管理をより充実したものとするため、保健調査や定期健康診断結果の集計にコンピューターを利用している。

これにより、各種検査や調査結果が一覧表等に整理され、健康管理や保健指導に必要な情報が効率的に提供されている。



[臨時健康診断]

(1) 脊柱異常検査

脊柱側わん症は成長期の児童・生徒に見られ、原因が不明であることや、症状進行が体力ばかりでなく、精神面にも影響を及ぼすため、学校保健の場でも近年大きく取り上げられている。大田区ではX線撮影により早期発見に努めている。

① 根拠法令

学校保健安全法第13条

② 対象

大田区立の小学校4~6年生、中学校1~3年生のうち、定期健康診断や日常観察で脊柱異常の疑いがある児童・生徒（医療機関で治療又は観察中の者は除く）。また、小学校1~3年生でも特に検査を要すると判定された児童は対象とする。

③ 実施方法

- ア 「X線直接撮影」 頸椎から腰椎までのX線直接撮影
- イ 「事後指導」 学校医による面接、事後指導

④ 受診者数

年度	受診者数
平成23年度	260人
平成24年度	257人
平成25年度	261人

(2) 障がい児童等視力検査

通常の視力検査では検査不能な児童生徒に対して、大田区では独自に眼科学校医と連携して視力検査を実施している。

① 対象

定期健康診断時に行う通常の検査では、視力測定が不能な児童生徒

② 実施方法

- ア 「第一次スクリーニング」
- イ 「精密検査」

③ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
平成 23 年度	8 人	2 人
平成 24 年度	6 人	0 人
平成 25 年度	4 人	0 人

(3) 結核検診（追加）

平成 23 年度から結核が多くまん延する国に一定の居住歴がある児童・生徒が転入した場合等に限り、定期健康診断に加え、秋・冬の時期において、臨時健康診断として結核検診を行うこととした。

① 根拠法令

学校保健安全法第 13 条

② 対象

区立小・中学校の児童・生徒のうち、結核が多くまん延する国に一定の居住歴等がある、定期健康診断時以降に転入した児童・生徒

③ 実施方法

- ア 問診票により、本人の高まん延国の居住歴等の情報を得て、学校医の内診の結果も参考にしながら、結核対策委員会で精密検査対象者を選定する。
- イ 「精密検査」
 - X 線直接撮影 結核対策委員会で精密検査対象者になった者に対して実施する。
 - 喀痰検査 X 線直接撮影の結果、必要とされた者を対象に実施する。

[給付事業]

(1) 学校管理下の事故による疾病についての医療費等の給付

① 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

② 対象

大田区立小学校、中学校の児童・生徒で学校管理下で災害にあった者

③ 実施方法

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入金を納付し、学校管理下での災害に対し医療費等の給付を行う。

④ 納付件数

年度	給付件数	給付金額
平成 23 年度	3,907 件	26,629,295 円
平成 24 年度	3,944 件	25,204,987 円
平成 25 年度	3,689 件	28,690,585 円

(2) 要（準要）保護児童生徒に対する医療費の援助

① 根拠法令

学校保健安全法第 24 条・学校保健法施行令第 9 条

② 対象

大田区立の小中学校に在学する要（準要）保護の児童生徒で法 24 条の政令に定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた者

③ 実施方法

要（準要）保護児童生徒医療券を医療機関の窓口に提示することにより、児童生徒に係わる保険診療の自己負担分を援助する。

④ 延受給者数と援助金額

年度	延受給者数	援助金額
平成 23 年度	1 人	2,770 円
平成 24 年度	0 人	0 円
平成 25 年度	0 人	0 円

(3) 区独自の施策としての給付事業

日本スポーツ振興センターの給付対象外の学校管理下の災害についても、大田区災害診療費を給付して、保護者負担の軽減を図っている。

[環境整備]

学校施設の環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、教室等の空気環境の検査や学校プールの水質検査など衛生検査を実施している。また、衛生害虫等についても、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を実施している。

[健康教育]

(1) 生活習慣病対策

児童・生徒の肥満は、放置すると成人の肥満に移行し、高血圧、糖尿病、心機能障がい等、いわゆる成人病をひきおこす一因となる。大田区では、講演会・子どもの健康づくり教室の開

催などを通じて生活習慣病に関する知識の普及を行っている。

① 平成 25 年度実施事業

健康づくり講演会の開催 『対象者』学校医、学校薬剤師、校長、養護教諭、学校栄養士、PTA等学校保健関係者、一般区民等	年 1 回開催
子どもの健康づくり教室 『対象者』児童、生徒とその保護者	年 3 回開催（池上会館） 年 43 校開催（小学校） 年 3 校開催（中学校）

(2) 側わん対策

大田区では脊柱異常検査により脊柱側わん症等の脊柱異常の早期発見に努めるとともに、講演会やパンフレットにより、正しい姿勢の指導に努めている。

① 平成 25 年度実施事業

「側わん対策講演会の開催」 『対象者』 脊柱異常対象者の保護者及び教職員、養護教諭、学校医等	年 1 回開催
---	---------

19 学校保健統計

平成 25 年度 児童生徒の体格平均値

学年		区分	身長 (cm)		体重 (kg)		座高 (cm)	
			男	女	男	女	男	女
小学校	1年	全国	116.6	115.6	21.3	20.9	64.8	64.4
		都	117.1	115.9	21.5	21.0	65.1	64.5
		大田区	117.1	116.2	21.5	21.0	65.0	64.6
	2年	全国	122.4	121.6	23.9	23.5	67.6	67.3
		都	123.2	121.9	24.0	23.5	67.9	67.3
		大田区	123.0	121.8	24.1	23.3	67.8	67.2
	3年	全国	128.2	127.3	27.1	26.4	70.2	69.9
		都	128.8	127.6	27.4	26.1	70.6	69.9
		大田区	128.8	127.9	27.4	26.6	70.5	70.1
	4年	全国	133.6	133.6	30.4	30.0	72.6	72.8
		都	133.9	134.3	30.6	30.1	72.7	73.0
		大田区	134.2	133.8	30.7	29.9	72.8	72.8
	5年	全国	139.0	140.1	34.3	34.0	75.0	75.8
		都	139.9	140.4	34.8	33.8	75.3	76.0
		大田区	139.6	140.4	34.5	34.0	75.1	75.9
	6年	全国	145.0	146.8	38.3	39.0	77.6	79.3
		都	145.7	147.3	38.9	39.0	77.9	79.5
		大田区	145.5	147.3	38.6	39.3	77.8	79.4
中学校	1年	全国	152.3	151.8	43.9	43.7	81.2	82.1
		都	152.5	152.0	43.9	43.5	81.3	82.1
		大田区	153.4	152.3	44.9	44.1	81.9	82.6
	2年	全国	159.5	154.8	48.8	47.1	84.8	83.8
		都	159.9	155.3	49.1	47.0	85.0	83.9
		大田区	160.4	155.4	50.3	47.8	85.5	84.4
	3年	全国	165.0	156.5	54.0	49.9	88.1	84.9
		都	165.6	156.7	54.3	50.0	88.2	84.8
		大田区	166.1	156.9	55.5	50.1	88.7	85.3

※館山さざなみ学校、糀谷中学校夜間学級は含みません。

20 学校給食

児童・生徒の心身の健全な発達のため、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために以下のことがらを目標とし、その達成に努めている。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) **根拠法令** 「学校給食法」

(2) **対象** 大田区立の全小中学校において実施

(3) **内容**

① 給食費

本区では、人件費、施設設備費、維持費及び光熱水費を公費で負担し、食材料費のみを保護者負担として学校給食を運営している。

【一人当たりの給食費（平成 25 年度）】

項目 学年		1か月当たりの給食費	1食単価
小学校	低学年（1・2年生）	3,800円	220円
	中学年（3・4年生）	4,200円	240円
	高学年（5・6年生）	4,600円	265円
中学生（1～3年生）		5,000円	300円

② 給食実施回数

教育委員会では、基本回数を小学校 193 回、中学校 184 回としている。

【年間の給食実施平均回数】

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
小学校	193	194	192
中学校	184	185	182

③ 栄養基準量

学校給食における食品構成（必要な栄養基準量をとるための食品とその目安）は、小学校では中学年を「1」とし、低学年は「0.9」、高学年「1.1」、中学校では「1.3」としている。

【平均栄養所要量の基準】

学年		区分	エネルギー	たんぱく質	脂 質	ナトリウム (食塩相当量)	カルシウム	鉄	(レチノール当量) ビタミンA	ビタミンB ¹	ビタミンB ²	ビタミンC	食物繊維	マグネシウム	亜鉛
		kcal	g	g	%	g	mg	mg	μg R E	mg	mg	g	mg	mg	mg
小学校	低学年	530	20	摂取エネルギー 学校給食による % 25 30 35 40	2.0 未満	300	2		150	0.3	0.4	20	4	70	2
	中学年	640	24		2.5 未満	350	3		170	0.4	0.4	20	5	80	2
	高学年	750	28		2.5 未満	400	4		200	0.5	0.5	25	6	110	3
	中学生	820	30		3.0 未満	450	4		300	0.5	0.6	35	6.5	140	3

（4） 大田の取組

【学校給食調理業務委託】

平成8年度から「大田区事務事業等適正化計画」に基づき調理職員の退職不補充により、順次、民間業者に給食調理業務を委託している。

これにより、より少ない経費で給食を提供でき、区の財源の節約と有効活用ができる。節減した経費は、教育の充実、福祉サービスの充実など、区の仕事全体に効果的に使っている。

また、学校給食に関連するものでは、節約した財源を活用して強化磁器食器への改善、メニューの充実、ランチルームの設置やバイキング方式の導入を進めていくなど、経費の節減だけではなく、給食環境の改善を伴ったものとなっている。

（5） 大田区立小中学校給食調理業務委託沿革（各年度4月1日現在の実施校数）

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
実施小学校						8	11	14	20	24	26
全小学校数	63	63	63	63	63	63	61	61	61	59	59
実施中学校	6	12	20	28	28	28	28	28	28	28	28
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
実施小学校	30	33	37	39	42	45	48	51
全小学校数	59	59	59	59	59	59	59	59
実施中学校	28	28	28	28	28	28	28	28
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28

2.1 学校施設の整備

学校が子どもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で衛生的な学校施設を整備していく。

(1) 学校施設の改築

良好な教育環境を確保し、今後大量に見込まれる学校施設の改築を計画的に進める。

嶺町小学校	平成26年3月、既存校舎の解体工事が完了した。引き続き、Ⅱ期工事に着手した。
東六郷小学校	平成26年2月、実施設計が完了した。引き続き、仮設体育館の建設、既存校舎の解体工事を行う。
志茂田小学校 志茂田中学校	平成26年3月、基本設計が完了した。引き続き、実施設計を進める。また、仮設校舎の建設を行う。

(2) 学校施設の改修

安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な改修を計画的に実施する。

① 校舎の改修

平成25年度実績

改修工事	馬込小学校、都南小学校、中富小学校、大森第二中学校
------	---------------------------

② 屋内運動場の改修

平成25年度実績

石川台中学校	平成26年6月までの予定で、改修工事を実施している。
--------	----------------------------

③ 教室などの施設・設備の改修・整備

児童生徒等が安全・快適に学べる学習環境を創出するために、教室等の改修・整備を行う。

(3) 緑化の推進

地球にやさしいまちづくりとともに子どもたちの環境教育の充実を図るために、学校施設を活用した緑化を推進していく。

平成25年度実績

校庭芝生化	多摩川小学校
屋上緑化	西六郷小学校、馬込小学校

(4) 安全管理計画

学校保健安全法の規定に基づき、平成8年2月に学校安全管理計画を定めた。これは学校の施設設備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童生徒等の安全を確保することを目的としている。

学校内のすべての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一的かつ効果的な安全管理を実施している。

22 教育センター

(1) 教育相談

① 教育相談

ア 事業の目的 社会生活の複雑化や環境の変化にともない、子どもの問題行動等が増加するなど、子どもたちの教育にかかわる課題は多様化している。子どもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や進路について助言等を行う。また、区立小・中学校等への訪問などを通し、学校並びにスクールカウンセラー、26年度からは特にスクールソーシャルワーカーと連携し、学校不適応を中心とした教育相談を実施する。

イ 対象 大田区在住の児童・生徒及び保護者等（相談員15名）

ウ 相談件数 各年度3月31日現在

年 度	来室相談	子 も 電 話 相 談	電 話 相 談	適 応 指 導 教 室 の 相 談	合 計
23	4, 374	34	2, 138	1, 423	7, 969
24	3, 515	21	2, 603	360	6, 499
25	3, 179	20	2, 085	251	5, 535

※適応指導教室の相談については24年度から事務連絡関係を除いた。

② 就学相談

ア 事業の目的 心身に障がいのある子どもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもう力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学などの相談を実施する。その中で心理検査や医学診察、学校・学級体験などを実施するほか、専門家の意見を聴取する機関である就学支援委員会を開催する。

イ 対象 大田区在住の幼児・児童・生徒及び保護者等（相談員10名）

ウ 平成25年度相談等件数

電 話	面 談	医 学 診 察	検 查	学 校 体 験	学 校 訪 問	就 學 支 援 委 員 会	合 計
1, 013	471	181	303	237	51	267	2, 523

エ 平成25年度相談結果

◇ 就学相談 小学校 217件

中学校 86件

就 学 先	都立特別支援学校				区立特別支援学級					通常学級 (継続相談)	通常学級 (取り下げ)	その他の		合 計			
	ろ う	知 的 障 が い	肢 体 不 自 由	小 計	固 定	通 級						転 出	私 立				
					知 的 障 が い	弱 視	難 聴	言 語 障 が い	情 緒 障 が い 等								
小	1	18	0	19	23	0	1	0	0	24	151	13	6	4	217		
中	1	8	0	9	45	0	0	0	17	62	12	2	1	0	86		
計	2	26	0	28	68	0	1	0	17	86	163	15	7	4	303		

※「通常学級」は相談にかかったが結果的に「通級・転学をしなかった児童・生徒」を示す。

◇ 転学・通級相談 小学校 121件
中学校 10件

就学先	都立特別支援学校				区立特別支援学級・学校					
	ろう	知的	肢体不自由	小計	固定	通級				
					知的障がい	弱視	難聴	言語障がい	情緒障がい	通級小計
小	0	1	1	2	18	0	2	41	58	101
中	0	0	0	0	6	0	0	0	4	4
計	0	1	1	2	24	0	2	41	62	105

③ 適応指導教室「つばさ」

ア 事業の目的 心因的理由等から登校できない児童・生徒に対して、学校とは異なった雰囲気の中で、いろいろな活動を通して集団への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。「池上教室」「蒲田教室」「羽田教室」の3教室を開設している。

イ 対象 区立小・中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒（相談員15名）

ウ 通室児童・生徒数及び進路状況 (各年度3月31日現在)

年度 (内訳)	全通室者数	小学生						中学生							
		通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路			通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路		
			在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学		在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学
23	69	13	0	1	12	4	3	5	56	2	9	45	13	14	18
池上	27	4	0	0	4	1	2	1	23	0	3	20	8	5	7
蒲田	19	5	0	1	4	3	0	1	14	0	4	10	2	3	5
羽田	23	4	0	0	4	0	1	3	19	2	2	15	3	6	6
24	72	12	0	2	10	3	1	6	60	2	8	50	7	25	17
池上	25	1	0	0	1	0	0	1	24	2	3	19	2	10	7
蒲田	20	5	0	1	4	3	0	1	15	0	3	12	2	6	3
羽田	27	6	0	1	5	0	1	4	21	0	2	19	3	9	7
25	78	13	1	1	11	5	4	2	65	4	12	49	7	21	21
池上	27	1	0	0	1	1	0	0	26	1	6	19	5	6	※8
蒲田	30	9	0	1	8	4	4	0	21	0	3	18	2	10	6
羽田	21	3	1	0	2	0	0	2	18	3	3	12	0	5	7

※25年度の進学8名には、就職1名を含む。

④ ペアレントトレーニング

ア 事業の目的

発達障害（AD/HD、LD、自閉的傾向）のある小学校の子どもをもつ保護者を対象として、グループ討議を通して学ぶ学習会である。保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身に付け、子どもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。平成26年度より1期増やして、年3期の開講とする。

イ 平成25年度の実施状況

前期（5月10日～7月12日）・後期（9月13日～11月22日）

各期7回。

スタッフは小児精神科医・心理相談員・教育相談員で、計7名。

受講者数は、前期受講者20名・後期受講者20名（応募者58名）。

⑤ スクールカウンセラーの配置

ア 事業の目的

いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため、専門的な経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小・中学校に配置し、学校内の教育相談体制の充実を図る。

イ 配置状況

小学校59校、中学校28校の全校に配置している。また、館山さざなみ学校、適応指導教室3室、中学校相談学級2校にも配置。

ウ スクールカウンセラー相談件数

(各年度3月31日現在)

年度	小学校					中学校				
	児童	保護者	教員	その他	合計	生徒	保護者	教員	その他	合計
23	24,545	4,705	15,754	671	45,675	4,921	2,459	6,300	277	13,957
24	12,733	4,776	17,099	662	35,270	4,191	2,623	6,519	206	13,539
25	7,637	4,501	10,763	319	23,220	5,944	2,889	9,630	434	18,897

⑥ メンタルフレンドの派遣

ア 事業の目的

学校不適応の児童・生徒の学校生活への適応を支援するため、心理学や教育学を専攻している大学生・大学院生などをその家庭に派遣する。話し相手などのふれあいの活動の中で児童・生徒の自主性及び社会性を伸ばし、学校生活に適応するように援助する。

イ 対象

不安、無気力及び孤立等の状態を示し、継続的に又は断続的に学校に登校できない区立小・中学校に学ぶ児童・生徒で、本人及び保護者が派遣を希望する者。3月末登録メンタルフレンド28名。

ウ 派遣実績

各年度3月31日現在

年度	派遣対象者(人)			訪問場所(人)				延べ派遣件数(件)		
	小学生	中学生	計	家庭	つばさ	相談学級	計	小学生	中学生	計
23	7	21	28	5	14	11	30	73	572	645
24	2	29	31	8	10	8	26	37	436	473
25	5	26	31	10	15	12	37	38	470	508

(2) 子ども科学教室

① 事業の目的

児童・生徒の科学的思考力や科学に対する探求心を育成するための事業の一つとして実施し、科学教育の振興を図る。身の回りの自然現象に直接触れることを通じ、自然に対する興味・関心をもつことができるようとする。

② 根拠法令 理科教育振興法第3条

③ 対象 大田区在住及び在学の小・中学生

④ 子ども科学教室受講等人数

年度	開催回数	募集人員の総数	応募人数	受講者数
23	24回	824名	992名	636名
24	24回	824名	1,185名	664名
25	24回	788名	1,195名	627名

⑤ 子ども科学教室実施内容 (全23回)

NO	講座名	NO	講座名	NO	講座名
1	若葉のミニ図鑑作り	7	水の中で踊る浮沈子づくり		親子教室
2	メダカの誕生と飼育	8	秋の自然観察会	1	スズムシの飼育と観察
3	マイナス200℃超低温の世界	9	電子楽器を作ろう	2	スライムを作って遊ぶ
4	ミョウバンで大きな結晶作り	10	電波をキャッチしてラジオを聴こう	3	顕微鏡で見る小さな世界
5	生命の星・地球を学ぶ			4	七変化万華鏡作り
6	ヒヨコモセイで葉脈標本づくり			5	ペットボトル・ロボを作ろう

(3) ものづくり科学スクール

① 事業の目的

大田区のものづくり教育推進の一環として行う。

ア 児童・生徒（区内在住の小学校4年生～中学校3年生）が身近にある最先端の科学技術に触れ、科学工作等を体験することにより、ものづくりや科学の楽しさを味わわせる。

イ ハンダ付けや組み立てなどを体験し科学の原理等を理解することにより、ものづくりや科学に一層、興味関心をもつことが出来るようとする。

② 実施方法・内容

ア アルプス電気株式会社に、科学技術者の派遣を依頼する。

イ 電子部品キットの組立など科学工作を中心に、ハンダ付け、工具の取り扱いなどを体験する。科学の原理や工作技術の説明を加えた内容とする。

ウ 事業に関わる事務及び進行は、教育センター教育図書室の担当教育相談員が行う。

エ 受講者から材料費として、1,000円を徴収する。

③ ものづくり科学スクール実施状況及び応募者数 (平成25年度)

	回	日 時	場 所	講座名 (題材)	応募者数・(倍率)
前 期	1	5月26日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	216(14.4)
	2	6月23日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	174(8.7)
	3	7月21日(日)	池上会館	AM/FMラジオ	146(9.7)
	4	8月4日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	112(7.5)
	5	8月27日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	91(4.6)

	回	日 時	場 所	講座名（題材）	応募者数・（倍率）
後 期	6	10月20日（日）	池上会館	四足歩行ロボット	117(5.9)
	7	11月24日（日）	アルプス電気（株）	電子ピアノ	93(4.7)
	8	12月15日（日）	池上会館	AM/FMラジオ	69(4.6)
	9	26年1月26日（日）	アルプス電気（株）	電子ピアノ	59(2.9)
	10	26年2月16日（日）	池上会館	四足歩行ロボット	88(5.9)
					1,166(6.86)

- ※ 定員は第2回、第5回、第7回、第9回が20名、他は15名。
 ※ 平成24年度は全13講座、定員160名に対して応募者総数は1,016名(6.35倍)

(4) 教育図書室・教科書センター

① 事業の目的

区立小・中学校教職員等教育関係者の研究施設であるが、広く区民にも開放している。区立学校採択本、小学校から高等学校までの検定済み教科書、教育関係図書・雑誌・資料を収集及び展示する。

② 平成25年度の特色

ア 記念誌、研究紀要の整理と充実

区内小・中学校全校から順次届いた冊子にラベルを貼り書架に展示した。研究授業等を予定している教育現場の教師や、大学で教職課程を履修している学生が来て熱心に閲覧していた。

イ 新刊図書の購入

教育関係図書の購入時「新着図書の紹介」表示を受付近くに置き好評を得た。また、「教育図書室だより」を発行して、全校に新着図書を紹介した。

ウ 教育図書室利用者数 各年度3月31日現在

年度	22	23	24	25
利用人数（延）	1,850	1,688	921	992
資料貸出数(冊)	342	192	205	217

※1 昭和40年頃からの小学校・中学校・高等学校用の教科書を常時展示している。
 教員が授業や校内研修の参考資料にするため、また区民が古い教科書を閲覧するために利用することが多い。

※2 平成25年度の法定展示会は平成25年6月14日から7月3日まで、土日を除く14日間、教育センター教育図書室で開催した。

※3 平成25年度は、平成24年度の検定を受けた高等学校の教科書（高等学校中学年使用）が新たに展示された。

エ 「平成25年度教科書法定展示会」来室者数（人）

実施日 平成25年6月14日(金)～7月3日(水) ※土、日を除く。

会 場 教育センター教育図書室（4階）

来室者 下表のとおり

校長・教員				教育委員 ・議員	その他	合計
小学校	中学校	高等学校	その他			
0	0	15	3	0	0	18

2 3 幼児教育センター

大田区立幼児教育センターは、幼稚園、保育園、小学校及び家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ連携を深め協働することを支援し、もって幼児教育の充実に資することを目的に活動する。

【設置根拠：大田区立幼児教育センター条例（大田区条例第 44 号）】

（1） 幼児教育

① 事業内容

ア 研修、連携

幼稚園教員、保育園保育士に対し専門的な研修を実施し、区内幼児教育機関職員のさらなる資質の向上を目指す。また、区内の幼児教育機関及び小学校、中学校間の交流・連携を推進することで幼児教育のより一層の充実を図る。

イ 相談、情報

幼稚園、保育園児及び在宅児を含めたすべての幼児を対象と捉え、幼児教育に関する情報の提供、親子で参加する講座の開催及び相談事業等に取り組むことで、幼児教育の視点から子育て家庭を支援する。

ウ 調査・研究、啓発、連絡調整

幼児教育に関する調査研究をはじめ、幼児教育関係機関への有用情報の提供、啓発等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

② 平成 26 年度事業計画

ア 研修及び連携の推進

・趣 旨

- a 区内幼児教育機関の保育者の資質の向上を図る。
- b 幼児期からの一貫した道徳性や規範意識を高める。
- c 就学前児童が円滑に小学校生活へ移行できるような環境整備に努めるとともに、子ども同士の異年齢交流による豊かな体験の場を増やすことで子どもの健全育成を図る。

・内 容

- a 幼稚園教員及び保育士の専門性を高めるための合同研修会及び保育園の園内研修を拡充するための支援を行う。
- b 生活規範意識向上講座を指導課と連携して講演会形式で年 4 回開催する。
- c 区立小学校と幼児教育機関を 9 ブロックに分けて、ブロックごとに交流連携促進のための研修会及び情報連携会議を開催する。

・対 象

- a 幼稚園教員、保育園保育士、その他関係施設職員
- b 幼稚園教員、保育園保育士、児童館職員、小・中学校教員、保護者
- c 幼稚園教員、保育園保育士、小学校教員

・実 績（平成 25 年度）

a - 1 幼稚園教員・保育園保育士合同研修会 5 回開催

長時間保育時代の到来と保育の課題、成長・発達を連続的に捉えた保育実践、気になる子どもと集団保育、保育を変える記録と評価の仕方、小学校教育への滑らかな接続に向けて、のテーマで開催した。

○幼保合同研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	その他※	計
131	232	153	8	524

※その他は母子生活支援施設及びわかばの家職員等

a－2 保育園の園内研修拡充支援 2回開催

区立保育園において、公開保育、外部講師による助言指導、参加保育士による協議会等が円滑に実施されるよう支援を行うことで、保育園に相応しい幼児教育の実践を意識するとともに、各園の課題に即した密度の濃い学びの場となった。

○保育園園内研修拡充支援事業参加状況

参加園数及び参加人数		
1回	2回	計
11園18人	13園21人	24園39人

a－3 幼児期運動指導リーダー保育者の養成研修

幼児期の発達に即した運動の指導者を養成するため、一定の保育者に対して、子どもの脳機能と体の発達、適切な運動と生活リズムの効用、発達に即した効果的な運動指導の方法について理解を深める研修を実施した。

○幼児期運動指導リーダー保育者養成研修実施状況

修了生 73 人（1課程あたり集合研修3回、フォローアップ研修8回の開催）

b 生活規範意識向上講座 4回開催

参加者によるグループ協議の後、講話を聴講し、規範意識を高める重要性について全参加者が共通理解を深めた。

○生活規範意識向上講座参加状況

参加人数						
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	児童館	小学校・中学校	保護者	計
15	44	23	21	124	59	286

c－1 保幼小連携合同研修会 9 ブロック毎に各 1 回開催

幼稚園、保育所、小学校の教員及び保育者によるグループ討議を通して、機関同士で教育内容の相互理解を進め、交流連携の重要性について共通認識を深めた。

○保幼小連携合同研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	小学校	計
42	50	48	183	323

c－2 保幼小地域連携協議会 14 地域にて開催

児童の就学に際しての学習環境の整備を図るため、保幼小間における情報連携会議を開催した。

○保幼小地域連携協議会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	小学校	児童館等	計
143	96	94	239	12	584

イ 幼児教育相談・情報提供・家庭教育支援講座の実施

・趣 旨

- a 子育て上の悩みの相談に応じることで、保護者の子育ての負担軽減を図る。また、保護者及び幼児教育機関からの幼児の発達や行動に関する相談に応じることで、日々安定した保育や就学前教育から小学校教育に向けての円滑な接続を支援する。
- b 保護者が適切な幼児教育情報を享受し、心にゆとりをもった子育てができるように支援する。また、幼児教育関係機関の連携促進のため、職員向けに関連情報を発信する。
- c 保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの発達や遊びについて理解を深め、自信を持つて子どもにかかわることができるよう働きかけることで子育て家庭を支援する。

・内 容

- a 教育センター内に幼児教育相談員3名を配置し、電話・来室での相談とともに、保護者及び幼児教育機関の要請に応じて、施設への訪問相談を実施する。
- b 保護者及び幼児教育機関に向け、幼児教育や子育てに関する情報誌を発行する。
- c 子どもの発達に応じた親子で楽しめる講座を開催する。

・対 象

幼児及びその保護者、幼稚園保育園等の保育者

・実 績 (平成25年度)

- a 幼児教育相談

○電話来室相談状況

(単位:件)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談	電話	5	7	18	7	5	7	10	11	8	4	7	13
	来室	24	20	25	24	22	19	20	24	26	24	17	17
	計	29	27	43	31	27	26	30	35	34	28	24	30
													364

○訪問相談状況

機関種別	訪問施設数	訪問回数	被相談者数(延べ)
幼稚園	21	37	108

- b 保護者及び幼児教育機関向け情報誌の発行

○情報誌発行状況

幼児教育センター情報誌 S T E P—U P	年2回 発行	600部 (各回 327 施設へ 送付)	教育機関向けに発行する情報誌。 小学校1年生の入学当初及びその後の 学習活動の様子、園児と児童の交流活動 の実践例を情報発信した。
幼児教育センターだより	年1回 発行	20,000部 (関係機関を通し て保護者に配布)	乳幼児の保護者向けに発行する情報誌。 「乳幼児から培われていく規範意識」の テーマで情報発信した。

- c 家庭教育支援講座
- ① 一般型 2回実施 参加：27組の親子 57人
 - ② 園連携型 4回実施 参加：親子 199人
- 親子で楽しみながら行う運動遊びを体験してもらうとともに、運動習慣、健全な生活習慣、食習慣等の重要性の啓発に努めた。

ウ 調査研究・啓発、幼児教育振興施策の推進、連絡調整機能の発揮

- ・趣 旨
 - a 就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進めながら、幼保小の交流情報を収集し関係機関に情報提供する等で幼児教育の充実を図る。
 - b 幼稚園、保育園、小学校の連携を図るとともに、「幼児教育振興プログラム」の施策を推進するため、施策の総合的な検討・調整を行う。
 - c 関係機関との連携を強化し、幼児教育に関する施策の円滑な実施を図る。

・内 容

- a 幼児教育センター職員が小学校1年生の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進める。また、考察結果を関係機関に情報発信する。
- b 幼児教育機関連絡協議会の事務局として会議の運営を務める。
- c 関係機関との連絡会議への積極参加と関係機関の研修会の相互参加の推進に努める。

・実 績（平成25年度）

- a 1年生学級への支援活動の実施（円滑な接続のための調査研究活動）

○1年生学級支援活動実施状況

時期	訪問学校数	訪問回数（延べ）
4～5月	7校	58回
6～7月	8校	36回
9～3月	8校	93回

- b 幼児教育機関連絡協議会 2回開催

委員数9人（教育総務部長、教育総務課長、幼児教育センター所長、
保育サービス課長、中学校長代表、小学校長代表、区立保育園代表
私立幼稚園代表、私立保育園代表）

- c 関係機関との連絡会議等への積極参加

○連絡会議等への参加状況

障害児関係機関連絡会議（わかばの家主催） 1回
子ども発達センターわかばの家との個別協議会 1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議 4回
特別支援教育コーディネーター連絡協議会 2回

○指導課主催特別支援教育研修会参加へのコーディネート

エリアネットワーク研修会参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	児童館	その他※	計
15	34	10	4	7	70

※その他はわかばの家、母子生活支援施設の職員等

<幼児教育センター設立経過>

平成 16 年 4 月	大田区における子育て支援・幼児教育のあり方検討会設置
平成 16 年 7 月	「大田区における子育て支援・幼児教育の基本的な考え方」公表
平成 16 年 7 月	「幼児教育に関する実施計画」策定
平成 16 年 10 月	大田区立幼児教育センター条例議決
平成 16 年 10 月	大田区立幼稚園条例を廃止する条例議決 (平成 21 年 3 月末をもって大田区立幼稚園全園廃止)
平成 17 年 4 月	大田区立幼児教育センター設置

2 4 私学行政担当

(1) 私学行政

① 事業内容

ア 私立幼稚園等

設置者、保護者への助成を通じ、幼稚園に就園しやすい環境整備を行うとともに私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育内容の充実を図る。

イ 私立専修学校各種学校

新設・変更等に関わる許認可事務を通して、私立専修学校各種学校の健全な運営を図る。

② 平成 26 年度事業計画

ア 私立幼稚園等保護者補助金

- ・趣旨 私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

・内 容

補助金名	根拠法令
私立幼稚園等入園料補助金	
私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	
私立幼稚園等就園奨励費補助金	大田区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱

○私立幼稚園等保護者補助金予算対比表

(単位 : 千円)

補 助 金 名	支給対象等		26 年度		25 年度	
			歳出	歳出	歳出	歳出
入園料補助金	大田区に住民登録し、私立幼稚園等に 3, 4, 5 歳児を就園させている保護者	予 算	人数	金額	人数	金額
			3, 500	385, 000	3, 513	386, 430
保育料補助金	保護者負担軽減補助金	予 算	人数	金額	人数	金額
	同上 所得による補助金額が異なる		9, 551	1, 135, 428	9, 489	1, 141, 863
	就園奨励費補助金	予 算	人数	金額	人数	金額
	同上 所得制限あり		6, 442	835, 836	5, 240	564, 077
保護者補助金合計		予 算		2, 356, 264		2, 092, 370

イ 私立幼稚園設置者補助金

- ・趣 旨 私立幼稚園の設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と健全な運営を図る。

・内容及び根拠法令

振興費補助金	【大田区私立幼稚園振興費補助金交付要綱】
特別支援教育事業費補助金	【同区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱】
園児健康管理費補助金	【同区私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱】
教材・園具補助金	【同区私立幼稚園教材・園具補助金交付要綱】
幼児教育研究会事業費補助金	【同区私立幼稚園幼児教育研究会事業費補助金交付要綱】
預かり保育事業費補助金	【同区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱】

○私立幼稚園設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	予算	26年度		25年度	
			園数	金額	園数	金額
振 興 費 補 助 金	大田区内私立幼稚園	予算	48	172, 100	49	164, 100
特別支援教育事業費補助金	特別な支援を要する大田区在住の園児が就園している大田区内私立幼稚園	予算	人数 100	金額 30, 000	人数 100	金額 30, 000
園児健康管理費補助金	大田区内私立幼稚園	予算	人数 7, 900	金額 23, 700	人数 7, 980	金額 23, 940
教材・園具補助金	大田区内私立幼稚園	予算	園数 48	金額 54, 460	園数 49	金額 55, 080
幼児教育研究会事業費補助金	大田区私立幼稚園連合会	予算		金額 4, 000		金額 4, 000
預かり保育事業費補助金	預かり保育を実施している大田区内私立幼稚園	予算	園数 43	金額 25, 050	園数 44	金額 24, 100
設置者補助金合計		予算		309, 310		301, 220

ウ 外国人学校補助金

- ・趣 旨 外国人学校設置者や在籍する児童の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、外国人学校の振興と健全な運営を図る。

・内 容 外国人学校保護者補助

○外国人学校保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	予算	26年度		25年度	
			人数	金額	人数	金額
外国人学校保護者補助金	大田区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付要綱で定めた外国人学校に在籍する生徒等の保護者	予算	82	10, 824	82	10, 824

・内 容 外国人学校振興事業

○外国人学校設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	予算	26年度		25年度	
			校数	金額	校数	金額
外国人学校振興費補助金	大田区外国人学校振興費補助金交付要綱で定めた区内外国人学校	予算	1	1, 000	1	1, 000

25 児童生徒の安全対策

(1) 学校緊急連絡システム

- ・目的 緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することにより、地域の犯罪に対する意識の高揚、子どもの安全・安心の確保を図ることを目的とする。
- ・経緯 平成18年4月に、子どもに関する緊急連絡情報の提供における迅速化及び正確性を確保するため、区(防災課)において保護者の携帯電話に電子メールを配信するシステム(こども緊急連絡システム)を導入することとなった。教育委員会では、本システムを使用し、学校、児童等の保護者へ防犯情報などの緊急情報をメール配信してきたが、平成20年4月からは提供サービスの拡大に伴い、「区民安全・安心メールサービス」へとシステムの変更が行われた。システム内には教育委員会専用の「学校緊急連絡システム」が構築されており、教育委員会、学校、保護者間の緊急連絡システムとして配信を希望する関係者に対し、不審者等の情報及び緊急情報の配信を行っている。
- ・内容 学校緊急連絡システムで配信する内容は以下のとおり。
 - ①子どもの安全に係る事件、事故等の発生、又はその発生の恐れがある情報
 - ②学校等で行われる行事の実施、中止の情報
 - ③台風等による休校の情報
 - ④その他、校長が緊急連絡を必要と判断する情報
- ・対象 区立小中学校に通う児童・生徒の保護者、区立小中学校教職員、区立小中学校関係者、教育委員会事務局職員
- ・参考 区民安全・安心メールサービスの配信は区(防災課)が行っており、「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「地震情報」「水防情報」「防災無線」の配信を行っている。登録者は希望に応じて各情報を選択受信することができる。なお、学校緊急連絡システムに登録を行うと、区民安全・安心メールサービスへの登録の有無に関わらず防犯情報が自動的に送信される。

(2) 防犯ブザーの配布

- ・趣旨 防犯教育の一環として区立小学校全児童に防犯ブザーを貸与し、児童の安全・安心の確保を図ることを目的としている。
- ・内容 平成16年度より全児童に貸与し配布している。ランドセルに携帯し通学時の安全確保に努める。
- ・対象 大田区立小学校に通学する全児童に貸与する。

防犯ブザー配布数		
平成16年度	全学年	27, 632個
平成17年度	1年生	4, 727個
平成18年度	1年生	4, 800個
平成19年度	1年生	4, 756個
平成20年度	1年生	4, 841個
平成21年度	1年生	4, 718個
平成22年度	1年生	5, 096個
平成23年度	1年生	5, 282個
平成24年度	1年生	4, 744個
平成25年度	1年生	4, 800個
平成26年度	1年生	5, 066個